

主な指摘事項 【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書（以下「契約書等」）について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニットの数及びユニットごとの入居定員について記載すること。</li> <li>・事故発生時の対応について記載すること。</li> <li>・緊急時等における対応方法について記載すること。</li> <li>・非常災害対策について記載すること</li> <li>・虐待の防止のための指針を整備することについて記載すること。</li> </ul>	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。なお、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の員数について、実際の内容との間に齟齬が見られたため、現状に即した記載とすること。</li> <li>・入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容については、入居者が自ら生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、1日の流れの中で行われる支援の内容を記載すること。</li> <li>・利用料金について、利用者負担額の記載が1割のみのため、2割、3割の場合についても記載すること。</li> <li>・入所者の退所の事由として、入院後おおむね1か月を経過しても退院できないときと記載しているため、3か月以上に改めること。</li> </ul>	1件
運営	入所者の入院期間中の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の入所者について、入院後1月の経過をもって退所させていた事例があった。入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合において、おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにすること。</li> </ul>	1件
運営	掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムにおいて重要事項を掲載すること。</li> </ul>	1件
運営	虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。</li> </ul>	1件
運営	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。</li> </ul>	1件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。</li> </ul>	1件

計7件